

入札公告

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、香川県会計規則（昭和 39 年香川県規則第 19 号。以下「規則」という。）第 166 条の規定により公告する。

令和 6 年 2 月 28 日

香川県知事 池田 豊 人

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

被保護者就労支援業務

(2) 委託業務の内容

生活保護法に基づく被保護者に対する就労に係る相談・支援業務
(詳細は、「被保護者就労支援業務委託仕様書」による。)

(3) 委託業務の実施場所

- ・東讃保健福祉事務所及びその管内（三木町及び直島町）
- ・小豆総合事務所及びその管内（土庄町及び小豆島町）
- ・中讃保健福祉事務所及びその管内（宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町及びまんのう町）
- ・公共職業安定所等各関係機関（県外を含む。)

(4) 委託期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

(5) 入札方法

かがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による入札。

特段の定めがある場合を除き、香川県電子入札運用基準(物品等)（以下「電子入札運用基準」という。）に従うこと。

2 契約書作成の要否

要

3 電子契約の可否

可とする。

電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書県メールアドレス確認書」を入札時に電子入札システムにより提出すること。

※電子契約（契約書を電子ファイルで作成し、双方の押印に代わり、電子契約サービスによる電子署名と電子的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）を行う場合は、県が指定した電子契約サービスを利用。利用にあたっては、インターネット環境と、契約締結に利用するメールアドレスを用意していただく必要有。また、電子契約においては、タイムスタンプが付与された日が契約締結日となる。

4 契約の内容を示す日時及び場所等(入札説明書の交付等)

令和 6 年 2 月 28 日(水)から令和 6 年 3 月 11 日(月)まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に

関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前 9 時から午後 5 時まで）

郵便番号 760-8570

香川県高松市番町四丁目 1 番 10 号

香川県健康福祉部健康福祉総務課 生活福祉・法人指導グループ

電話番号 087-832-3258

F A X 087-806-0209

なお、香川県ホームページ（<https://www.pref.kagawa.lg.jp/>）においても閲覧に供する。

5 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合は、令和 6 年 3 月 11 日（月）午後 5 時までに 4 に示した場所に対し文書で行うこと。

回答は、令和 6 年 3 月 13 日（水）から令和 6 年 3 月 21 日（木）までの間（休日を除く午前 9 時から午後 5 時まで）、4 に示した場所において閲覧に供するとともに、香川県ホームページ（<https://www.pref.kagawa.lg.jp/>）で公開する。

6 入札及び開札

(1) 電子入札システムによる入札書の提出開始日時

令和 6 年 3 月 19 日（火） 午後 5 時

(2) 電子入札システムによる入札書の提出締切日時

令和 6 年 3 月 21 日（木） 午後 5 時

(3) 開札の日時

令和 6 年 3 月 22 日（金） 午前 10 時

(4) 開札の場所

香川県健康福祉部健康福祉総務課

7 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による入札の可否
否とする。

8 入札保証金及び契約保証金

規則第 152 条各号に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、令和 6 年 3 月 13 日（水）午後 5 時までに入札（契約）保証金減免申請書を 4 に示した場所に提出（郵送の場合は、令和 6 年 3 月 13 日（水）午後 5 時までに必着）すること。

9 入札者の参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、A 級に格付けされている者であること。

(3) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成

11 年法律第 225 号) による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。

① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者

② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者

(5) 本公告に示した委託業務の円滑な実施に当たり、指定業務場所に就労支援に関して実務経験を有する者又は労務管理に関して実務経験を有する者を 1 名以上常駐させることができる者であること。

10 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、9 の要件を満たすことを証明する書類を令和 6 年 3 月 13 日(水)午後 5 時までに、4 に示した場所に提出（郵送の場合は、令和 6 年 3 月 13 日(水)午後 5 時までに必着）し、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。なお、当該書類提出前に、電子入札システムにより一般競争入札参加資格確認申請を行うこと。

提出された書類の審査に合格した者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は、令和 6 年 3 月 18 日(月)午後 5 時までに通知する。

11 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第 171 条各号に掲げる場合における入札は無効とする。

12 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災、電子入札システムの不具合、その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により競争の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

13 落札者の決定方法

規則第 147 条第 1 項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、入札結果は、香川県物品の買入れ等の契約に係る競争入札等の周知及び結果の公表に関する要綱及び電子入札運用基準に基づき公表する。

14 落札の無効

落札者は、16（1）により入札の効力が生じた初日をもって契約を締結しなければならないが、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。

ただし、契約書を郵便又は信書便により送付する場合その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することができる。

15 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

16 その他

(1) 本件入札は、当該契約に係る予算が議会で可決され、令和 6 年 4 月 1 日以降で当該予算の

執行が可能となったときに、入札の効力が生ずる。

(2) 詳細は、入札説明書による。

(3) 落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、「物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領」に基づく措置を講じる。